

Press Release

資料提供

滋賀労働局

平成 26年10月31日

担当

滋賀労働局 職業対策課課 長 辻 光男課長補佐 向井 靖弘担当官 山路 正晴(電 話) 077-526-8686(FAX) 077-528-6068

高年齢雇用確保措置を実施している県内企業は 96.9% 前年より 4.4 ポイント改善も全国平均を下回る

~平成26年「高年齢者の雇用状況」滋賀県内集計結果~

滋賀労働局 (局長 野田 律)は「高年齢者の雇用状況」(平成26年6月1日現在)の 県内の集計結果をとりまとめましたので、公表します

【集計結果の主なポイント】

- 1. 法が義務付ける高年齢者の雇用確保措置(*1)を講じている企業は、96.9% 対前年比 4.4 ポイント増加(表1) <全国平均は 98.1%> 中小企業では 96.8%、大企業では 98.8%で中小企業の遅れが目立つ。
- 2. 定年後の継続雇用を希望する者全員が 65 歳以上まで働ける企業は、884 社で 70.3%。(表2) <全国平均値 71.0%>
 - 前年と比べ 53 社の増、3.7 ポイント増。
 - ・ 中小企業では843社(+50社)、71.9%(+3.4ポイント)
 - ・ 大企業では 41 社(+3 社)、48.2%(+6 ポイント)
 - 3. 今後の取組み

雇用確保措置が未実施である企業 39 社に対して個別指導を強力に実施し早期解消を図る。

【参考】

- (*1)「高年齢者の雇用の安定等に関する法律」(平成25年4月1日改正)では、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に①「定年の廃止」や②「定年の引上げ」③「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置(高年齢者雇用確保措置)を講じるよう義務付けています。
- (*2) 今回の集計結果は県内に本社のある企業、常時雇用する労働者が 31 人以上の 1,257 社の状況をまとめたものです。

なお、この集計では、従業員 31~300 人規模(1, 172 社)を「中小企業」、301 人以 上規模(85 社)を「大企業」としています。

1 高年齢者雇用確保措置の実施状況

(1) 全体の状況

高年齢者雇用確保措置(以下「雇用確保措置」という。)の実施済企業の割合は 96.9%(1,257 社中 1,218 社、対前年同期比 4.4 ポイントの増加)、うち 51 人以上規模の企業で 97.0%(860社中 834 社、対前年比 5.0 ポイントの増加)となっている。

(2) 企業規模別の状況

雇用確保措置の実施済企業の割合を企業規模別に見ると、大企業(規模 301 人以上)では 98.8% (85 社中 84 社、対前年同期比 4.4 ポイント増加) 中小企業(規模 31~300 人)では、96.8% (1, 172 社中 1, 134 社、対前年比 4.4 ポイントの増加) となっている。(表1)*()内は平成 25 年 6 月 1 日現在の数値

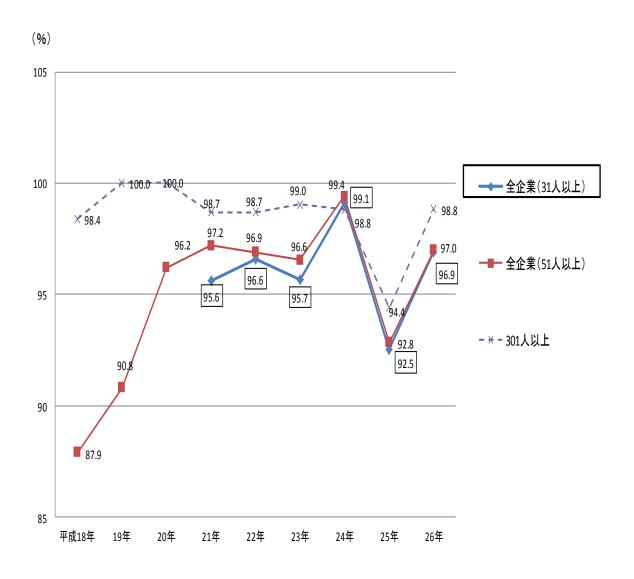


表 1

雇用確保措置の実施状況

(社、%)

	①実施	済み	②未3	尾施	合計(①+②)		
31~300人	1,134	(1,070)	38	(88)	1,172	(1,158)	
	96.8%	(92.4%)	3.2%	(7.6%)	100.0%	(100.0%)	
301人以上	84	(85)	1	(5)	85	(90)	
	98.8%	(94.4%)	1.2%	(5.6%)	100.0%	(100.0%)	
31人以上 総計	1,218	(1,155)	39	(93)	1,257	(1,248)	
	96.9%	(92.5%)	3.1%	(7.5%)	100.0%	(100.0%)	

※()内は、平成25年6月1日現在の数値。

図1

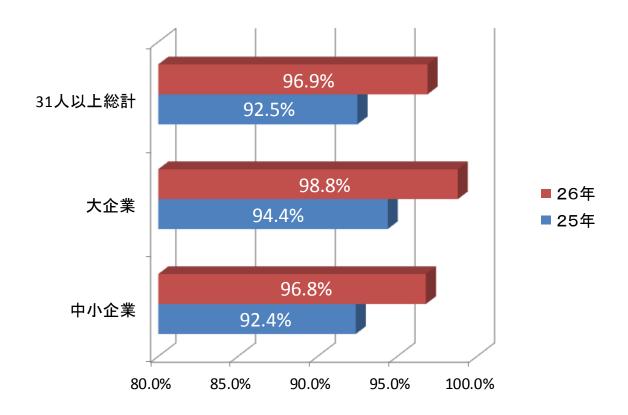


表2

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

(社、%)

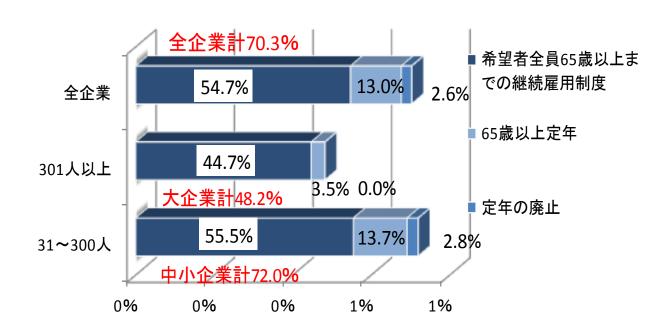
									1	(111, 70)
	① 定年制なし		② 65歳以上定年		③ 65歳以上までの 継続雇用制度(基準なし)		合計 (①+②+③)		報告した全ての企業	
31~300人	33	(32)	160	(145)	650	(616)	843	(793)	1,172	(1,158)
31~300人	2.8%	(2.8%)	13.7%	(12.5%)	55.5%	(53.2%)	71.9%	(68.5%)	100.0%	(100.0%)
201 121	0	0	3	(2)	38	(36)	41	(38)	85	(90)
301人以上	0.0%	(0.0%)	3.5%	(2.2%)	44.7%	(40.0%)	48.2%	(42.2%)	100.0%	(100.0%)
31人以上	33	(32)	163	(147)	688	(652)	884	(831)	1,257	(1,248)
総計	2.6%	(2.6%)	13.0%	(11.8%)	54.7%	(52.2%)	70.3%	(66.6%)	100.0%	(100.0%)

^{※()}内は、平成25年6月1日現在の数値。

「希望者全員が65歳以上まで働ける企業」は「定年制なし」、「65歳以上定年」及び「希望者全員65歳以上継続雇用」の合計である。 「報告した全ての企業」は表1の「合計」に対応している。

図 2

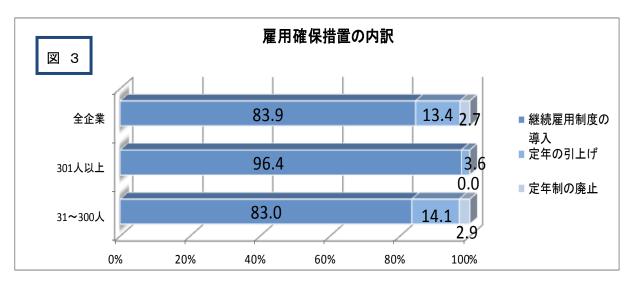
希望者全員が65歳以上まで働ける企業



(3)雇用確保措置の内訳

雇用確保措置の実施済企業のうち、

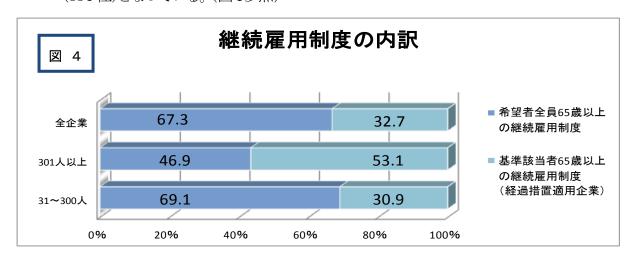
- ①「定年の廃止」により雇用確保措置を講じている企業は2.7%(33社)
- ②「定年の引上げ」により雇用確保措置を講じている企業は13.4%(163社)
- ③「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業は83.9%(1,022 社)となっており、定年制度により雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度により雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。(図3参照)



(4) 継続雇用制度の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,022社)のうち、

- ① 希望者全員を対象とする 65 歳以上の継続雇用制度を導入している企業は 67.3% (668 社)
- ② 高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準がある継続雇用制度を導入している企業(経過措置適用企業)は 32.7% (334 社)となっている。(図4参照)



(5) 継続雇用先の内訳

「継続雇用制度の導入」により雇用確保措置を講じている企業(1,022社)の継続雇用先について、自社のみである企業は95.6%(977社)、自社以外の継続雇用先(親会社・子

会社、関連会社等)のある企業は4.4%(45社)となっている。

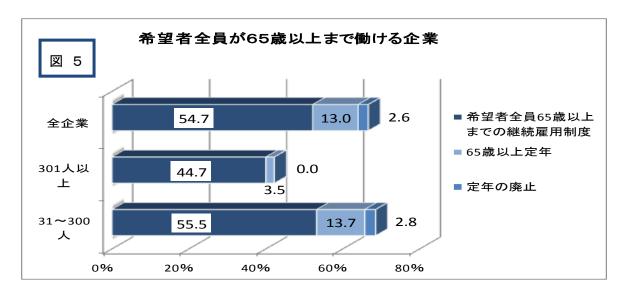
2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業等について

(1) 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

希望者全員が 65 歳以上まで働ける企業は 884 社(対前年比53 社の増加)、割合は 70.3%(同 3.7ポイントの増加)となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では843社(同50社の増加)、71.9%(同3.4ポイントの増加)、
- ② 大企業では 41 社(同 3 社の増加)、48.2%(同 6 ポイントの増加)、 となっている。(図5参照)

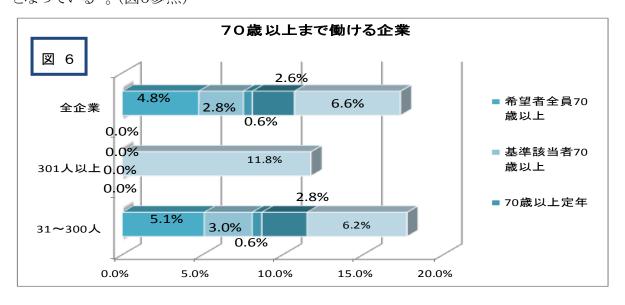


(2) 70歳以上まで働ける企業の状況

70 歳以上まで働ける企業は、218 社(対前年比 10 社の増加)、割合は 17.3% (同 0.6 ポイントの増加) となっている。

企業規模別に見ると、

- ① 中小企業では208社(同12社の増加)、17.7%(同0.8ポイントの増加)、
- ② 大企業では 10 社(同 2 社の減少)、11.8%(同 1.5 ポイントの減少) となっている。(図6参照)

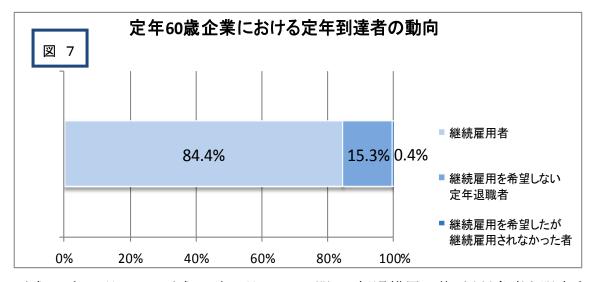


3 定年到達者等の動向について

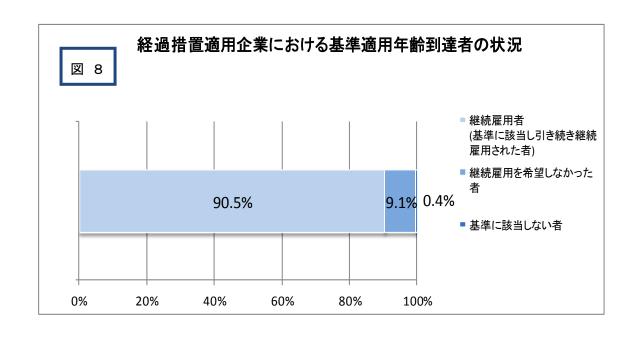
(1) 定年到達者の動向

過去1年間(平成25年6月1日~平成26年5月31日)の60歳定年企業における定年 到達者(2,340人)のうち、継続雇用された者は1,974人(84.4%)(うち子会社・関連会社 等での継続雇用者は66人)、継続雇用を希望しない定年退職者は357人(15.3%)、継続 雇用を希望したが継続雇用されなかった者は9人(0.4%)となっている。(図7参照)

(2) 経過措置に基づく継続雇用制度の対象者を限定する基準の適用状況



平成 25 年 6 月1日~平成 26 年5月 31 日の間に、経過措置に基づく対象者を限定する基準がある企業において、基準を適用できる年齢(61 歳)に到達した者(473 人)のうち、基準に該当し引き続き継続雇用された者は 428 人(90.5%)、継続雇用の更新を希望しなかった者は 43 人(9.1%)、継続雇用を希望したが基準に該当せずに継続雇用が終了した者は 2 人(0.4%)となっている。(図8参照)



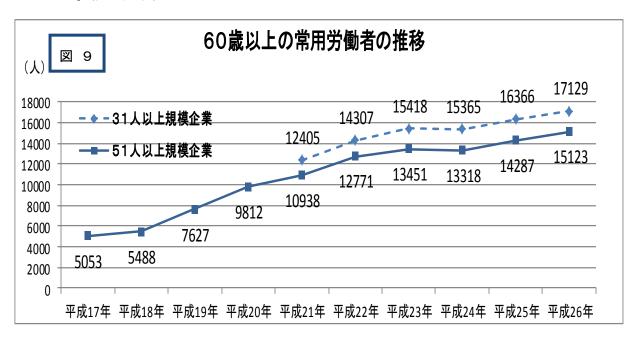
4 高年齢労働者の状況

(1) 年齢階級別の常用労働者数について

31 人以上規模企業における常用労働者数 166,421 人のうち、60 歳以上の常用労働者数は 17,129 人で 10.3%を占めている。(図9参照)年齢階級別に見ると、60~64 歳が11.613 人、65~69 歳が,5516 人、70 歳以上が1,315 人となっている。

(2) 雇用確保措置の義務化後の高年齢労働者の推移

51 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 15,123 人であり、雇用確保措置の義務化前(平成 17 年)と比較すると 10,070 人増加している。31 人以上規模企業における 60 歳以上の常用労働者数は 17,129 人であり、平成 21 年と比較すると、4,724 人増加している。(図9参照)



5 今後の取組

滋賀労働局では、この集計結果を踏まえ、高年齢者の雇用の安定等に関する法律を企業 に遵守いただくため、次の取組を進めてまいります。

(1) 雇用確保措置の定着に向けた取組

雇用確保措置が未実施である企業(31人以上規模企業)39社に対して、滋賀労働局、 ハローワークによる個別指導を強力に実施し、早期解消を図ります。

(2) 生涯現役社会の実現に向けた「70歳まで働ける企業」の普及・啓発

少子・高齢化の進行、将来の労働力人口の低下、団塊世代の 65 歳への到達等を踏まえ、年齢にかかわりなく働ける社会の実現に向け、65 歳までの雇用確保を基盤として「70歳まで働ける企業」の普及・啓発に取り組みます。